# 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。 令和4年11月25日

支 出 負 担 行 為 担 当 官警察庁長官官房会計課理事官永山 貴大

記

契約担当官等の官職及び氏名支出負担行為担当官警察庁長官官房会計課理事官 永山 貴大

#### 2 契約概要

- (1) 契約件名 自転車の安全利用を呼び掛ける広報啓発用ポスター及びリーフレット制作
- (2) 契約内容 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和5年3月6日

#### 3 参加資格、選定基準及び評価基準

- (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
  - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得 ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
  - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
  - ③ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされている者であること。
  - ④ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。
  - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 企画提案書の特定のための評価基準

事業の目的との整合性、妥当性・独創性・訴求力、実施体制の適格性、実績の有無、経理処理能力の適格性、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

#### 4 手続等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館内 警察庁交通局交通企画課 電話 03-3581-0141

(2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法 令和4年12月16日 17時00分

上記(1)に同じ。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

- 5 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。
- (4) 詳細は仕様書による。

自転車の安全利用を呼び掛ける広報啓発用ポスター及びリーフレット制作 警察庁長官官房会計課

# 項目及び構成

- 〇 仕様書
- 応募資料作成要領
- 契約書(案)
- 企画競争に関するアンケート

# メモ

○方式

公募型プロポーザル方式

- ○契約予定額
  - 1,460,000円(税込み)
- ○企画提案書の提出期限は、 令和4年12月16日 17時00分(必着) です。
- ○企画提案書の構成は、「応募資料作成要領」をご確認下さい。
- ○企画提案書と併せて、
  - ・「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し」 \*令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等」のB、C又はDに格付けされている者であること。
  - ・「見積書」を提出して下さい。

<u>なお、見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付</u>してください。提出後、<u>必要に応じて内容をお聞きする場合があります</u>のでご承知願います。宛名は「警察庁」でお願いします。

また、見積額は契約金額をご提示ください。

- ○契約に関する照会先 長官官房会計課調達係電話 03-3581-0141 内線2298メール tyotatu@npa. go. jp
- ○仕様に関する照会先交通局交通企画課安全係電話 03-3581-0141

## ○注意事項

入札を辞退される方は、別紙「企画競争に関するアンケート」に必要事項を 記載の上、メールで送付してください。

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 契約の相手方として不適当な者
  - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託 以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別 に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したとき は、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を 受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の 契約担当官等へ報告を行います。

# 仕 様 書

## 1 件名

自転車の安全利用を呼び掛ける広報啓発用ポスター及びリーフレット制作

#### 2 目的

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であり、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、健康増進等に資するものとして注目されているほか、新型コロナウイルス感染症に伴う国民の交通行動の変化に伴い自転車利用のニーズが高まっている。

交通事故件数が減少傾向にある一方で、自転車対歩行者事故の発生件数は横ばいで推移しており、令和3年中においては、そのうちの4割近くが歩行者が優先されるべき歩道上で発生している。加えて、自転車関連死亡・重傷事故における自転車運転者には、その約7割に安全運転義務違反等の法令違反が認められる。

また、自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率が最も高い中学生でも着用率は約40%であり、全年齢層では約10%という低い水準にある。さらに、過去5年間の自転車乗用中死者を損傷部位別に分析すると、頭部に致命傷を負っている者が約6割を占めている状況にある。

以上の状況から、自転車の法令遵守、マナー向上等を訴求するポスター・リーフレットを制作し、さらなる広報を行う必要がある。

### 3 内容

## (1) ポスター

ア 規格及び制作部数

A 2 判(縦) 片面カラー印刷 38,000 部

イ 紙質

再生コート紙 菊判 76.5kg

#### ウ 訴求内容

- 自転車運転者の法令遵守、マナー向上を訴求するもの。特に、自転車 対歩行者事故における歩行者死亡・重傷事故のうち、30歳未満の自転車 運転者が約5割を占めることから、マナーアップ機運の向上を醸成する もの。
- 全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用努力義務を訴求する もの。

※ 令和4年4月、全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用へルメット着用の努力義務が規定された改正道路交通法が公布(施行日: 公布日から1年以内の政令で定める日)

#### 工 構成

自転車を利用する際は、法令を遵守した上で、自分の命を守るために全 ての年齢層においてヘルメットを着用するなど、自転車利用者一人一人の 遵法意識の向上が求められることを強く呼び掛けることを主題とする。

## オ 横版デザインの作成

前記ポスターデザイン(縦)を元に横画面の電子広報媒体に対応可能なデザイン(A2判・横)を制作し、下記4によりデータを警察庁に提出すること。

※ 当該データは、都道府県警察等に送付し、ウェブサイトやSNS、デジタルサイネージ等の電子広報媒体で公開するほか、使用者が別途印刷して紙媒体として配布、掲示等することを予定している。

#### カその他

- ユニバーサルデザインフォントを採用すること。
- ポスター下欄に「警察庁・都道府県警察」のクレジットを入れるとと もに、右下部に「交通ルール遵守のためのロゴマーク」(一般財団法人 全日本交通安全協会ウェブサイトからダウンロード可能)を入れるこ と。

# (2) リーフレット

ア 規格及び制作部数

A 5 版両面カラー印刷 500,000 部

イ 紙質

再生コート紙 菊判 62.5kg

#### ウ構成

(7) 表面

ポスターと同一のデザインとすること(「警察庁・都道府県警察」の クレジットや「交通ルール遵守のためのロゴマーク」についてもポスタ ーに準ずること。)。

#### (4) 裏面

以下の内容について、イラストの活用や文字の配列等、デザインを工 夫することにより、わかりやすく記載すること。

- 新たに決定された「自転車安全利用五則」を周知するもの。
- ※ 自転車安全利用五則(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通安全対策本部決定)

- 1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3. 夜間はライトを点灯
- 4. 飲酒運転は禁止
- 5. ヘルメットを着用
- 全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用努力義務を訴求するもの。
  - ※ 令和4年4月、全ての年齢層に対する自転車乗用時の乗車用 ヘルメット着用の努力義務が規定された改正道路交通法が公布 (施行日:公布日から1年以内の政令で定める日)
- 自転車指導啓発重点地区・路線の概要について説明すると共に、当 該地区が各都道府警察のウェブサイトで公表されていることを説明 するもの。

## (参考)

※ 警察庁ウェブサイト

自転車は車のなかま~自転車はルールを守って安全運転~ https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/info.html

エ その他

ユニバーサルデザインフォントを採用すること。

## 4 デザインデータの提出

上記3に基づき制作した縦版、横版のポスター及びリーフレットのデザインデータについては、使用した編集用ソフト形式のデータ、当該データの解像度を落とさずに作成した画像データ(PNG及びPDF)、ウェブサイト掲載用に解像度を落としてファイルサイズを縮小した画像データ(PNG及びPDF形式)を作成し、DVD-R(1枚)により警察庁に提出するものとする。

5 納期

令和5年3月6日(月)

- 6 納品場所
  - (1) 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館18階 警察庁 交通局交通企画課
    - ・ポスター

1,200 部

※ 警察庁 100 部、警視庁 1,100 部に分けて梱包すること。

・ リーフレット

13,300部

※ 警察庁 300 部、警視庁 13,000 部に分けて梱包すること。

- DVD-R (デザインデータ) 1枚
- (2) 東京都墨田区江東橋 5 丁目 7 番 10 号

朝日梱包(株)(警察庁業務委託先)

・ポスター

36,800 部

・リーフレット

486,700 部

## 7 その他

- (1) 決定した企画案については、必要に応じて修正を加える場合がある。
- (2) 本仕様で制作したポスター・リーフレットの下欄「警察庁・都道府県警察」のクレジットは、関係機関・団体等の名称に変更し、使用する場合がある。
- (3) 本仕様で制作したポスター・リーフレット、ポスター・リーフレットデザインの電子データ及び本件ポスター・リーフレットの制作に当たり作成された新規のキャラクター(キャラクターのデザイン、名前、説明資料その他付属資料の一切を含む。)の財産権、利用権、商標権及び著作権(掲示、頒布、貸与、複製、公衆通信及び二次利用権を含む。)その他一切の権利は、全て警察庁に帰属し、警察庁が承認した場合を除き、他に公開、利用してはならず、本データの内容等(データの一部使用を含む。)は、警察庁等において、本仕様による制作部数以外に別途印刷して紙媒体として配布するほか、インターネット上の配信や複製、引用等して利用できるものとする。
- (4) 成果物に係る著作者人格権は行使しないこと。
- (5) 既存のキャラクターやモデルとして芸能人等の著名人を使用した場合、出演者に係る肖像権について、使用枚数、使用期限を定めないこと。
- (6) 成果物に係る第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないよう保障すること。

なお、万一、その所有者との間で紛争が生じた場合、受託者の責任と費 用負担においてこれを解決するものとする。

- (7) 上記4の各データについては、上記5の納期に関わらず、校正及び警察庁の確認が終了し、デザインが完成した時点で、警察庁担当官の指示に基づき、電子メール等により直ちに警察庁に提出することとし、警察庁及び都道府県警察等はこれをウェブサイトやSNS、デジタルサイネージ等の電子広報媒体での公開や、印刷しての配布・掲示など、ポスター及びリーフレット納品前に活用することができるものとする。
- (8) 納品にあっては、警察庁及び都道府県警察ごとに部数を梱包し、送付先(担当課名まで記載)を表示すること。

- (9) 搬入場所である中央合同庁舎2号館は、2 t ロングボディを超過する大き さの車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬 入の許可を得ること。
- (10) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定等、提案書等に記載した事項について、認定の取消し等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに警察庁担当係官へ届け出るものとする。
- (11) 不明な点については、警察庁担当係官に問合せ、その指示に従うこと。

# 8 照会先

本仕様書に関する照会先は、以下のとおり。

〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 18 階 交通局交通企画課安全係 03-3581-0141

	印刷物仕様書
発注局課	交通局交通企画課 担 当 者 安全係
品目	自転車の安全利用を呼び掛けるポスターの作成
数量	38,000部 納入期限 令和5年3月6日
仕上規格	A 2 判 (縦) 片面
校正	受注者責任校正 ・ 発 注 課 校 正
	書籍類・ポスター・帳票類
印刷の種類	写真印刷 ・ 新規打直 データ渡し 有 ・ 無
	白 黒 ・ 全てカラー ・ 一部カラー
写 真	(有) ・ 無
用紙の規格	別紙のとおり
製本	無線とじ ・ 針金とじ(平とじ・中とじ) ・ そ の 他 ( )
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴 あ け ・ ナンバリング
その他	・見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。 ・見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てる ことはできない。

	用約	紙の	規	格		
表紙	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
本文	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
見返し	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
とびら	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	その他)(再	生コート	、紙)	菊判 76.5	kg	
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
その他	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
共通 事項	環境物品等の調達の指本方針の判断基準を満た を満たす製品を納入する 合に限り、代替品の納入	こすもの	であ 困難	ること。ただし	ン、当該「判	断基準」

	印刷物仕様書
発注局課	交通局交通企画課 担 当 者 安全係
品目	自転車の安全利用を呼び掛けるリーフレットの作成
数量	500,000部 納入期限 令和5年3月6日
仕上規格	A 5 判 両面
校正	受注者責任校正 · 発注課校正
	書籍類・ リーフレット ・ 帳票類
印刷の種類	写真印刷 ・ 新規打直 データ渡し 有 ・ 無
	白 黒 ・ 全てカラー ・ 一部カラー
写 真	(有) 無
用紙の規格	別紙のとおり
製本	無線とじ ・ 針金とじ(平とじ・中とじ) ・ そ の 他 ( )
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴 あ け ・ ナンバリング
その他	・見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。 ・見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てる ことはできない。

	用糸	纸の	規	格		
表紙	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
本文	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
見返し	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
とびら	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	その他 (再生	生コート	.紙)	菊判 62.51	ζg	
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
その他	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
	上質紙	kg	•	その他(	)	kg
共通 事項	環境物品等の調達の推 本方針の判断基準を満た を満たす製品を納入する 合に限り、代替品の納入	.すもの ことが	であ 困難	ること。ただし	/、当該「判	断基準」

# 応募要領

# 1 件名

自転車の安全利用を呼び掛ける広報啓発用ポスター及びリーフレット制作

## 2 提出書類

以下のとおり正本、副本を提出すること。

正本1部

下記(1)から(8)まで。なお、下記(8)については、認定等に該当する企業のみ提出すること。

副本7部

下記(1)から(5)のみ。副本には社名等、応募者が特定できる情報は入れないこと。 既に社名等が入っている書類を提出する場合は、黒塗り等の措置を講ずること。

(1) 企画案

ポスター及びリーフレットの企画案

- ※ A4サイズで提出。なお、本件デザインのコンセプトやアピールポイントを説明する資料の作成・提出は任意。
- ※ ポスターデザインを元に作成する横版電子データ案の提出は、不要。
- (2) 日程表

納品までの具体的な作業に関する作業スケジュール

(3) 過去5年分の類似実績

ポスター・リーフレットの作成について、契約機関・団体(官公庁の場合は担当 部署名まで)、時期、内容を記載すること。

- (4) 法人概要、財務状況書
  - 会社案内・概要、決算報告書等の資料
- (5) 制作に係る実施体制表及び担当予定職員の資格・経験・手持ち業務の状況・業務 実績等が記載された経歴書等
- (6) 見積書

仕様書の3、4、5、6により制作する場合の必要経費を積算した見積書

- (7) 令和 04・05・06 年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされている者であることを証明する書類の写し
- (8) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業、または、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業であることを証明する書類の写し

#### 3 提出期限

令和4年12月16日(金)午後5時まで

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

## 4 提出先

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁交通局交通企画課安全係

#### 5 選考要領

各社から提出された企画案を検討した上、当庁の作成意図に沿ったものを一編選出し、

当該企画案を作成した会社と契約を締結する。

# 6 その他

- (1) 企画案の提出は、ポスター、リーフレットともに1社1案までとする。
- (2) 企画案に係る一切の経費は、応募者の負担とし、企画案は返却しないものとする。
- (3) 企画案の採用に関する合否については、個別に連絡するものとする。 この際、選考経過など、採用合否以外の回答はしない。
- (4) 応募者は、提案書の提出をもって、「暴力団排除に関する契約事項」(別添)に誓 約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった時は、当該 者の提案は無効とする。
- (5) 企画案に係る質問先(選考基準、審査内容等に関する回答はしない) 警察庁交通局交通企画課安全係 Tm 03-3581-0141

# 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等(下請負人(一次下請以降の全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託 以降の全ての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別 に締結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したとき は、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を 受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の 契約担当官等へ報告を行います。

# 自転車の安全利用を呼び掛ける広報啓発用ポスター及びリーフレットの 制作に係る契約方法及び評価項目

#### 1 契約方法

(1) 契約方式

本調達は、企画競争方式(公募型プロポーザル方式)を採用するものとし、評価の方法については、以下のとおりとする。

- ア 応募者が提出した企画提案書を比較し、次の各要件に該当する者のうち、「(2) 企画提案書の評価方法」によって得られた数値の最も高い者と随意契約を行う。
  - (ア) 本制作の目的、内容等について十分理解していること。
  - (イ) 応募者の提出した見積り価格が、当庁の示した予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 上記アの数値の最も高い者が2人以上あるときは、「自転車の安全利用を呼び掛ける広報啓発用ポスター及びリーフレット制作に伴う審査委員会設置要綱」に 従う。
- (2) 企画提案書の評価方法
  - ア 企画提案書の評価方法については、次のとおりとする。
    - (ア) 評価点は、基礎点と加点の二種類に分け、企画提案書の内容について、審査 委員6名が、別紙「審査基準表」の評価基準に沿って採点した点数の合計により決定する。
    - (イ) 評価項目の区分が必須である項目については、評価基準のうち最低限の要求 水準を基礎点に係る要件として設定している。評価の際には、基礎点に係る要 件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は 0点となる。応募者は、企画提案書において基礎点に係る要件を全て充足して いることを示さなければならない。一つでも基礎点に係る要件を充足していな いとみなされた場合には、その応募者は不合格となる。
    - (ウ) 評価基準のうち基礎点に係る要件以外は、加点に係る要件であり、その企画 提案内容に応じて加点する(具体的な加点に係る要件の評価については、「2 (2)加点方法」を参照のこと。)。

# 2 評価項目

(1) 対象項目

本調達における評価項目ごとの内訳は以下のとおりとする(詳細については、別紙「審査基準表」を参照のこと。)。

審査点 = 事業内容 (70 点満点) + 事業実施主体の適格性 (25 点満点) + ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (5 点満点)

(2) 加点方法(ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を除く。) 加点に関しては、別紙「審査基準表」における各加点項目について、審査委員1 名あたり、それぞれ以下の採点基準により加点を行い、審査委員6名の合計をもって総加点とする。

		項目別	川得点
評価ランク	採点基準	20 点	¥ 5. T 河
		満点	満点
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	20	5
A	通常想定される提案としては最適な内容である。	12	3
В	概ね妥当な内容であると認められる。	4	1
С	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0

- (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の加点方法
  - ア 厚生労働大臣から受けた次の認定のうち、最も配点が高い区分により加点する。
    - ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)
    - ・次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
    - ・若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定企業)
  - イ 企画案に添付された厚生労働省から認定を受けていることを確認できる資料 を確認し別紙「審査基準表」の評価基準に該当する配分点を5点を上限として加 点する。

# 審 査 基 準 表

	#	且		記点	
評価項目		評価基準	基礎点	加点	合計
1 内容			10	60	70
事業の目的との整合性	必須	・ 制作の目的との整合性が図られているか。また、仕様書に示した内容が適切に盛り込まれているか。	5	0	25
	加点	・ 広報趣旨と広報対象が的確に捉えられているか。	0	20	
妥当性・独創性・訴求力	必須	・ 国の広報事業として妥当な内容であ るか。(妥当性)	5	0	45
	加点	・ 広報内容に創意工夫があるか。(独 創性)	0	20	
		・ 広報内容が国民一般にわかりやすい 内容となっているか。(訴求力)	0	20	
2 事業実施主体の適格	性		20	5	25
実施体制の適格性	必須	・ 制作が遂行可能な人員が確保されており、かつ、当庁からの要望等に迅速、 柔軟に対応できる体制が備わっているか。	5	0	10
		・ 作業手法、日程等に無理がなく、実 現性があるか。	5	0	
実績の有無	必須	<ul><li>制作に関する知見、ノウハウを有しているか。</li></ul>	5	0	10
	加点	・過去の同種業務の実績はどの程度のものか。	0	5	
経理処理能力の適格性	必須	・ 制作を行う上で適切な財政基盤、一 般的な経理処理能力を有しているか。	5	0	5
認定等の区分		配点基準	基礎点	加点	合計
		の推進に関する指標 ※1		5	5
女性活躍推進法に基づくえるぼし認定企業・	びる認定プラチ	プラチナえるぼし ※2	<b>.</b>	5	
ナえるぼし認定企業)等	等	えるぼし3段階目 ※3		4	
		えるぼし2段階目 ※3		3	
		えるぼし1段階目 ※3		2	
		行動計画 ※4		1	5
次世代法に基づく認定		プラチナくるみん ※5		5	
(くるみん認定企業・トライ くるみん認定・プラチナくる みん認定企業)		くるみん (R4.4.1以降の基準) ※6		3	
-///		くるみん (H29.4.1~R4.3.31までの基準) ※ 7		3	
		トライくるみん ※8		3	
		くるみん (H29.3.31までの基準) ※9		2	
若者雇用促進法に基づく認定 (ユースエール認定企業)					
	合	計	30	70	100

# ○ 審査基準

評価ランク	評価基準		項目別得点		
計価ノンク			5 点		
		満点	満点		
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	20	5		
A	通常の想定される提案としては最適な内容である。	12	3		
В	概ね妥当な内容である。	4	1		
С	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0		

- ※ 基礎点に係る項目は、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足 していない場合は0点とする。
- ※ 基礎点の項目を一つでも満たせなかった場合、得点に関わらず審査対象外となる。
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準
  - ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する。
  - ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年 法第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
  - ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要
  - ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
  - ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
  - ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
  - ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※9の認定を除く。)
  - ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4 号の規定に基づく認定
  - ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の 一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。) による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第 2条第3項の規定に基づく認定

#### 契約書(製造請負)(案)

警察庁(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、

次のとおり製造請負契約を締結する。

1 品 名 自転車の安全利用を呼び掛ける広報啓発用ポスター及びリーフレット制作

- 2 数 量 別添仕様書のとおり
- 3 仕 様 別添仕様書のとおり
- 4 契約金額¥

(製造代金) うち消費税額及び地方消費税額 ¥

消費税額及び地方消費税額は、消費税法(昭和63年法律第108号) 第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第 72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

- 5 納入期限(納期) 令和5年3月6日
- 6 納入場所(納地) 別添仕様書のとおり
- 7 契約保証金 徴収免除

(目的)

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品(以下単に「物品」という。)を完成させ納入する。
- 2 契約金額は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

#### (契約保証金)

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約 保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

(納入)

- 第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、 甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。
- 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。 ただし、納入場所が地方(本庁以外の機関をいう。)の場合、乙は甲に対し、納入場所担 当係官が確認した受領書を添付した甲宛ての出荷報告書を提出しなければならない。
- 4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

## (納入検査)

第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日の10日前までに、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上、甲が定める方法にしたがって検査を受けなければならない。

- 2 納入する物品は、全て甲の指示(見本、図面、仕様書等)のとおりであって、前項の行 う検査に合格したものでなければならない。
- 3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

#### (納入計画書の提出)

- 第5条 乙は、甲が指示した場合、速やかに納入計画書(工程表も含む。)を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の納入計画書を不適当であると認める場合は、その変更を求めることができる。

#### (監督官等の派遣)

- 第6条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため必要があると認めた場合は、監督官及び 検査官又はその他の職員(以下「監督官等」という。)を乙の営業所、工場その他の関係 場所に派遣することができる。
- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

# (官給品の支給及び貸与)

第7条 乙が、本契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器等(以下「官給品」という。)の品目、数量、支給若しくは貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は甲乙協議の上、決定するものとする。

#### (官給品の保管、引取り)

- 第8条 乙は、官給品の支給又は貸与を受けた場合は、遅滞なく受領書又は借用書を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、官給品を本契約の目的以外に使用し、又は譲渡してはならない。
- 3 乙は、官給品を善良な管理者の注意をもって、滅失、損壊等のないよう、確実に保管しなければならない。滅失、損壊等が発生した場合は速やかに甲に書面で通知し、甲の指定した期間内に同等品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 4 乙は、官給品等について出納及び保管の帳簿を備え、その受払を記録し、その状況を明らかにしなければならない。
- 5 官給品等の引き取り及び保管・管理に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

#### (官給品の返還)

- 第9条 乙は、官給品につき必要がなくなった場合は速やかに甲に通知し、甲の指示に従い 返還書を添えて甲に返還しなければならない。
- 2 返還に必要な費用は、契約金額に含まれるものとする。

#### (下請負)

第10条 乙は、物品の製造について、物品の構造、機能、性能に係る部分の全部若しくは大

部分を一括して、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に請負わせてはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に下請負(一次下請負以降の下請負を含む。以下同じ。)させる場合は、乙は、下請負承認申請書(別紙様式)を下請負開始の10日前までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙から下請負承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を下請負承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を 受けなければならない。
- 4 乙は、本契約の一部を第三者に下請負させるときは、下請負させた業務に係る下請負人 の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を下請負させるときは、乙が本契約において遵守することとされて いる事項について、本契約書を準用して下請負人と約定しなければならない。

#### (所有権の移転)

第11条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

#### (危険負担)

第12条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

#### (不合格品の引取り)

- 第13条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品 を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙 の負担とする。

#### (遅延賠償金)

- 第14条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する 見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認める ことができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を 付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行 未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337 号。以下「債権管理法施行令」という。)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める

率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。)を乗じて計算した額とする。

## (契約の解除及び違約金)

- 第15条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その 期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又 は一部を解除することができる。
  - (1) 乙に以下の事由が生じた場合
    - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止 処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受け るべき事由を生じた場合
    - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再 生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
    - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
  - (2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
  - (3) 乙が第16条第1項に該当する場合
  - (4) 乙が第29条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する 場合
  - (5) 前各号のほか、乙が民法(明治29年法律第89号)第542条第1項又は第2項の各号に 該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額 の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、 当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるもの と認めたときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

#### (私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

- 第16条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部 を解除することができる。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

#### (私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

- 第17条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を 解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指 定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の 2 (同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除 措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命 令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同 法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
  - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の 規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、 乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の 債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額 を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

#### (損害賠償)

第18条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第15条第4項、第 17条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、 乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- 2 乙は、第15条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領 した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙 の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
- 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

#### (契約金額の支払)

- 第19条 甲は、第11条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)にその対価を乙に支払うものとする。
- 2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。
- 3 甲は、第15条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と 分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につき本契 約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

#### (支払遅延利息)

- 第20条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間内に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

#### (契約保証金の還付)

第21条 甲は、第15条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

#### (契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

- 第22条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに 基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という。)に債権の譲

渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知 又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵 守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに 質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行 う弁済の効力は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2の規定に基づ き、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

#### (知的財産権の紛争解決)

第23条 乙は、物品に係る第三者の権利関係が、特許権、実用新案権その他の知的財産権に 抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対 して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争 を解決するものとする。

#### (保証事項)

第24条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して12箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

# (契約不適合責任)

- 第25条 甲は、納入物の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の 減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに 代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、 甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不 適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすること はできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知ら

なかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に 定める契約不適合責任を負う。

#### (秘密の保持)

第26条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、 又は利用してはならない。第10条第1項に規定する下請負の相手方についても、同様とす る。

#### (管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

# (紛争又は疑義の解決方法)

第28条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、 解決するものとする。

#### (暴力団排除)

第29条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

#### (特記事項)

第30条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官 永 山 貴 大

#### 暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

- 第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約の解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該 当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人 等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受託者(再 委託以降の全ての受託者を含む。)並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して 個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

- 第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該 下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければ ならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人 等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等と

の契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

## (損害賠償等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、 甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力 から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、 これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の 事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

# 下請負承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官 殿

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、下請負を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の下請負先が本契約事項に対し、損害を与えた場合、 当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
下請負の相手方の	
住所及び氏名	
下請負を行う業務	
の範囲	
下請負を必要	
とする理由	
下請負期間	
<b>T H D H</b>	
下 請 負 率	
(全請負に対する下請負の割合)	
(¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬¬	

- ※ 次に掲げる書類を、上記「下請負期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、 提出すること。
- 下請負の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

\_\_\_\_\_

審	査	結	果	承認	非承認
承認と	又は した	(非) 理	路田		

下請負承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、下請負を承認する(承認しない)。

支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官

#### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下請負(再委託)をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ること となっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿(有価証券報告書(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。)に記載のもの(生年月日を含む。)。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 下請負(再委託)の相手方として不適当な者
  - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をい う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与 している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下 同じ。)であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると き
- (2) 下請負(再委託)の相手方として不適当な行為をする者
  - ア 暴力的な要求行為を行う者
  - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
  - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

# ※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

# アンケート

警察庁長官官房	· 三会計課調達係 行
(Mail: tyota	atu@npa.go.jp)
	*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。
	提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。
●調 達 件 名	自転車の安全利用を呼び掛ける広報啓発用ポスター及びリーフレット制作
●御 社 名	ご担当者名 御連絡先
入札を辞退され	した方
●応募辞退の理	<b>里由(回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可)</b>
□応募までの準	基備期間が短い(入札公告から概ね <u>日間</u> 必要)。
□納期、履行期	朋限が短い (概ね <u>日間</u> 必要)。
□仕様書の一部	『について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。
具体的にど	ごこが問題でしたか。
□業務内容と異	はなる内容であった。
□情報収集目的	り(当初から入札に参加する意思はなかった)
□落札できそう	うにない (競合他社や価格面から)。
	回の入札に関する改善要望等)

# 入札に参加された方

●今回の公募型プロポーザル方式に関する改善要望等